

衆議院法務委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 20 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 11 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）学習院大学大学院法務研究科教授 神田秀樹君
日本大学教授・弁護士 松嶋隆弘君
弁護士・株主の権利弁護団事務局長 前川拓郎君

（質疑者）国光あやの君（自民）、竹内譲君（公明）、山尾志桜里君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

国光あやの君（自民）

- （1） 株主総会資料の電子提供措置の時期に関し、株主総会の日の 4 週間前や 2 週間前とする意見があった中で法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、3 週間前とすることでまとまった経緯についての神田参考人の見解
- （2） 株主総会資料の電子提供制度についての松嶋参考人及び前川参考人の見解
- （3） 株主提案権における議案の数の制限に関し、上記（1）の部会において上限を 10 とすることとした議論の経緯についての神田参考人の見解
- （4） 不当な目的であることを判断するに当たり、判断する者が迷うのではないかとの意見があるが、改正後の会社法第 304 条第 2 号及び第 305 条第 6 項第 2 号の「専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」の条文の書きぶりについての各参考人の見解
- （5） 東証上場企業のほとんどが既に導入している社外取締役の設置を本法案で義務化することの意義についての神田参考人の見解
- （6） 社外取締役の設置の義務付けについての松嶋参考人の見解

竹内譲君（公明）

- （1） 株主提案権の制限に関する法制審議会での議論の経緯についての神田参考人の見解
- （2） 取締役の報酬等
 - ア 法制審議会会社法制（企業統治関係）部会がとりまとめた中間試案では、取締役の個人別の報酬額の開示に関し、事業報告による開示が検討されていたものの、法制審議会ですまらなかった経緯及びその理由についての神田参考人の見解
 - イ 中間試案では、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を代表取締役に再一任するためには、株主総会決議を要するものとする考え方が提案されたものの、法制審議会ですまらなかった経緯及びその理由についての神田参考人の見解
 - ウ 本法案において、取締役の報酬として金銭の払込みを要しないで株式を交付することを認める対象を上場会社のみ限定した意図及びこのような業績連動報酬を付与することが経営者を優遇する制度であるとの指摘に対する神田参考人の見解
- （3） 会社補償契約は、実質的に役員負担を免除・軽減し、役員等の任務懈怠を招くのではないかとの指摘に対する神田参考人の見解
- （4） 東証一部上場企業の 99.9%が社外取締役を選任している中、社外取締役の機能の形骸化等が指摘されていることに対する神田参考人の見解

山尾志桜里君（立国社）

株主提案権

- ア 改正後の会社法第 304 条第 2 号の専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させる目的には該当しないが、民法の一般条項の権利濫用に該当する場合の株主提案の拒絶の可否についての神田参考人の見解
- イ 民法の一般条項の権利濫用には該当しないが、改正後の会社法第 304 条第 2 号に該当する場合の株主提案の拒絶の可否についての神田参考人の見解
- ウ 今回の改正は、民法の一般条項の権利濫用には該当しないにもかかわらず、改正後の会社法第 304 条第 2 号に該当さえすれば株主提案権の濫用的行使として拒絶できるという新たなカテゴリーを従来の権利濫用の一般条項の枠外に新設するものであるとの考えに対する神田参考人の見解
- エ 民法の一般条項の権利濫用に該当しない場合であっても、改正後の会社法第 304 条第 2 号又は第 3 号に該当すれば株主提案を拒絶できる余地があるという論理的帰結となることについての神田参考人の見解
- オ 例えば、株主の提案が専ら取締役を困らせる目的と認定できるが、その内容自体は必ずしも不正なものや会社の利益を不当に害するものではない場合、同号に該当するものとして拒絶することの可否についての神田参考人の見解
- カ 部会において株主提案権の濫用的な行使の制限を議論するに当たり、平成 24 年 5 月 31 日東京高裁決定及び平成 27 年 5 月 19 日東京高裁判決の 2 例の裁判例以外で根拠となった立法事実の有無及びその内容についての神田参考人の見解
- キ 会社側が推測する提案株主の主観面のみで、それが権利濫用に該当しない場合であっても、株主提案を拒絶できるという前提で、例えば、いずれも困惑させる目的で、①役員個別報酬の開示の提案、②会社ぐるみの不正融資を指摘する提案、③電気事業から原発事業を外す提案の各提案は、拒絶できるという論理的帰結になるか否かについての前川参考人の見解
- ク 改正後の会社法第 304 条第 3 号に関し、会社が株主の共同の利益を理由に個別株主の根源的権利である株主提案を拒絶できるとすることは問題であるとの考えに対する前川参考人の見解
- ケ 上記キの 3 つの事例で拒絶されて裁判となった場合の裁判所の審理の対象についての神田参考人の見解
- コ ごく一部の者による特殊な濫用事例を根拠に、株主の重要な権利である株主提案権の行使の制限として、株主が提案できる議案の数が制限されるのは立法事実として極めて不十分であるとの松嶋参考人の考えが、不当な目的等による制限にも該当するか否かについての同参考人の見解

藤野保史君（共産）

(1) 株主提案権

- ア 電力会社に対する脱原発の株主提案が濫用的な行使であると判断される可能性についての各参考人の見解
- イ 株主提案が拒絶された場合の救済手段についての前川参考人の見解
- ウ 会社ぐるみの不正が増えているからこそ株主の役割が重要になってきているとの考えに対する各参考人の見解
- エ 立法事実がないとの見解があるにもかかわらず不当な目的等による議案の提案の制限を内容とする本法案が提出されたことについての前川参考人の見解
- オ 株主提案権は企業が健全に発展していくための大事な権利であるとの考えに対する各参考人の見解

(2) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則並びに補償契約の規定を設けることの合理性についての各参考人の見解

株主提案権

- ア 従来、一般条項の権利濫用で拒絶されていた範囲は、改正後の会社法第 304 条第 2 号で拒絶される範囲と一致するか否かについての神田参考人の見解
- イ 同号の「人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ」の「困惑」の前に「人を」という文言が入っていないことに対する前川参考人及び神田参考人の見解
- ウ 同号の「困惑させ」の客体は自然人に限られるとの理解に対する神田参考人の見解
- エ 同号の「困惑させ」の客体に会社もなり得るとすると取締役の不正を追及するような株主提案が不可能になるとの考えに対する神田参考人の見解
- オ 同号の人を困惑させるとの文言についての松嶋参考人の見解
- カ 同号の「困惑」を判断する際の基準に関する部会における議論についての神田参考人の見解